

# ざいりゅうしかくへんこう 在留資格変更ガイドンス

卒業後日本で就職する時には、現在の「留学」という在留資格を就労可能な在留資格に変更することが必要になります。就職先によって以下の4つのカテゴリーに分類されており、それぞれで必要書類が異なります。以下の手続き方法に従って申請をしてください。

\*大部分の学生は「技術・人文知識・国際業務」という就労可能な在留資格への変更となります。

カテゴリー1	※以下の(1)～(8)のいずれかに該当する企業 (1) 日本の証券取引所に上場している企業 (2) 保険業を営む相互会社 (3) 日本又は外国の国・地方公共団体 (4) 独立行政法人 (5) 特殊法人 (6) 特別認可法人 (7) 国・地方公共団体認可の公益法人 (8) 一定の公共法人
カテゴリー2	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表により1,500万円以上の納付が証明された団体・個人
カテゴリー3	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人
カテゴリー4	上のいずれにも該当しない団体・個人

9月に卒業(修了)し、10月から就職の場合  
&  
3月に卒業(修了)し、4月から就職の場合

本人が福岡入国管理局大分出張所(転居した場合-外国人登録の住所が大分でない場合-は、その住所の最寄りの入国管理局)にて在留資格変更許可申請をします。

在留期限内であればいつでも申請できますが、許可がおりるまでには約1ヶ月~2ヶ月かかりますので、時間に余裕をもって申請してください。

<在留資格変更許可申請に必要な書類>

① **カテゴリー1**に該当する企業の場合

[自分で用意をするもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書 1通(写真添付-縦4cm×横3cm, 3ヶ月以内に撮影したもの)
- 2) 卒業証明書(卒業式までは卒業見込証明書で先に申請、卒業式後に卒業証明書を提出し新たな在留資格への変更許可を受ける)
- 3) 旅券および在留カード
- 4) 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し)

[就職先からもらうもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書中「所属機関等作成用1」「所属機関等作成用2」

② **カテゴリー2**に該当する企業の場合

[自分で用意をするもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書 1通 (写真添付一縦4 cm×横3 cm、3ヶ月以内に撮影したもの)
- 2) 卒業証明書 (卒業式までは卒業見込証明書で先に申請、卒業式後に卒業証明書を提出し新たな在留資格への変更許可を受ける)
- 3) 旅券および在留カード

[就職先からもらうもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書中「所属機関等作成用1」「所属機関等作成用2」
- 2) 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (受付印のあるものの写し、又は電子申告の場合は受信通知書も併せて頂く) 1通

③ **カテゴリー3**に該当する企業の場合

[自分で用意をするもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書 1通 (写真添付一縦4 cm×横3 cm、3ヶ月以内に撮影したもの)
- 2) 卒業証明書 (卒業式までは卒業見込証明書で先に申請、卒業式後に卒業証明書を提出し新たな在留資格への変更許可を受ける)
- 3) 旅券および在留カード

[就職先からもらうもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書中「所属機関等作成用1」「所属機関等作成用2」
- 2) 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (受付印のあるものの写し、又は電子申告の場合は受信通知書も併せて頂く) 1通
- 3) 雇用契約書コピー、辞令のコピー、採用通知書のコピーのうちいずれかで活動の内容、期間、地位および報酬の記載のあるもの 1通

- 4) 商業・法人登記簿謄本(発行後3ヶ月以内のもの) 1通
- 5) 事業内容を明らかにする案内書若しくは案内書に準じる文書 1通
- 6) 直近の年度の決算文書の写し 1通

④ **カテゴリー4**に該当する企業の場合

[自分で用意をするもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書 1通 (写真添付一縦4 cm×横3 cm、3ヶ月以内に撮影したもの)
- 2) 卒業証明書 (卒業式までは卒業見込証明書で先に申請し、卒業式後に卒業証明書を提出して新たな在留資格への変更許可を受ける)
- 3) 旅券および在留カード

[就職先からもらうもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書中「所属機関等作成用1」「所属機関等作成用2」
- 2) 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする資料(新規設立の法人の場合は、給与支払事務所等の開設届書の写し) 1通
- 3) 雇用契約書コピー、辞令のコピー、採用通知書のコピーのうちいずれかで活動の内容、期間、地位および報酬の記載のあるもの 1通
- 4) 商業・法人登記簿謄本(発行後3ヶ月以内のもの) 1通
- 5) 事業内容を明らかにする案内書若しくは案内書に準じる文書 1通
- 6) 直近の年度の決算文書の写し(新規事業の場合には、今後1年間の事業計画書) 1通

※福岡入国管理局大分出張所の場合は審査の結果の連絡はありません。卒業証明書と旅券、在留カード、

4,000円分の収入印紙を持参し、変更許可を受けてください。

※収入印紙は入国管理局の中、もしくは郵便局で購入できます。

## 9月に卒業(修了)し、4月から就職の場合

卒業(修了)後、一旦帰国する必要があります。

本人に代わって受け入れ機関(会社等)が、「在留資格認定証明書」交付申請を所在地の入国管理局に行い、

「在留資格認定証明書」を受け取り本人に送付します。本人はその「在留資格認定証明書」を現地の日本

大使館・領事館に持参し、査証の発給を受け、それを持って入国することになります。在留資格認定証明書

の有効期間は3ヶ月ですので、交付をうけてから3ヶ月以内に入国しなければ無効となります。

### <在留資格認定証明書交付申請に必要な書類>

#### ① **カテゴリー1**に該当する企業の場合

[自分で用意し就職先に渡すもの]

- 1) 卒業証明書
- 2) 旅券のコピー(出国「DEPARTED」の押印あるもの)
- 3) 顔写真(縦4 cm×横3 cm)

[就職先で用意するもの]

- 1) 在留資格認定証明書交付申請書 1通
- 2) 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し)
- 3) 392円切手(簡易書留用)を貼付した返信用封筒

#### ② **カテゴリー2**に該当する企業の場合

[自分で用意し就職先に渡すもの]

- 1) 卒業証明書

- 2) 旅券のコピー（出国「DEPARTED」の押印あるもの）
- 3) 顔写真（縦4 cm×横3 cm）

[就職先で用意するもの]

- 1) 在留資格認定証明書交付申請書 1通
- 2) 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（受付印のあるものの写し、  
又は電子申告の場合は受信通知書） 1通
- 3) 392円切手（簡易書留用）を貼付した返信用封筒

### ③ **カテゴリー3**に該当する企業の場合

[自分で用意し就職先に渡すもの]

- 1) 卒業証明書
- 2) 旅券のコピー（出国「DEPARTED」の押印あるもの）
- 3) 顔写真（縦4cm×横3cm）

[就職先で用意するもの]

- 1) 在留資格認定証明書交付申請書 1通
- 2) 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（受付印のあるものの写し、  
又は電子申告の場合は受信通知書） 1通
- 3) 雇用契約書コピー、辞令のコピー、採用通知書のコピーのうちいずれかで活動の内容、  
期間、地位および報酬の記載のあるもの 1通
- 4) 商業・法人登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの） 1通
- 5) 事業内容を明らかにする案内書若しくは案内書に準じる文書 1通
- 6) 直近の年度の決算文書の写し（新規事業の場合には、今後1年間の事業計画書） 1通
- 7) 392円切手（簡易書留用）を貼付した返信用封筒

④ **カテゴリー4**に該当する企業の場合

[自分で用意し就職先に渡すもの]

- 1) 卒業証明書
- 2) 旅券のコピー (出国「DEPARTED」の押印あるもの)
- 3) 顔写真 (縦4cm×横3cm)

[就職先で用意するもの]

- 1) 在留資格認定証明書交付申請書 1通
- 2) 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする資料 (新規設立の法人の場合は、給与支払事務所等の開設届書の写し) 1通
- 3) 雇用契約書コピー、辞令のコピー、採用通知書のコピーのうちいずれかで活動の内容、期間、地位および報酬の記載のあるもの 1通
- 4) 商業・法人登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のもの) 1通
- 5) 事業内容を明らかにする案内書若しくは案内書に準じる文書 1通
- 6) 直近の年度の決算文書の写し (新規事業の場合には、今後1年間の事業計画書) 1通
- 7) 392円切手 (簡易書留用) を貼付した返信用封筒

※手続きの手数料は不要です。

がつ そつぎょう しゅうりょう がつ しゅうしょく がくせい  
9月に卒業(修了)し4月から就職する学生で、  
ないていしまえ ざいりゅうきげん き ばあい  
内定式前に在留期限が切れる場合

ないていしまえ ざいりゅうきげん き ばあい たんきたいざい へんこう ひつよう  
内定式前に、残留期限が切れる場合は短期滞在ビザに変更する必要があります。

てつづ か き きんしょう  
手続きについては、下記を参照してください。

たんきたいざい へんこうきょかしんせい ひつよう しよるい  
<短期滞在ビザ変更許可申請に必要な書類>

- ① ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせいしよ つう  
在留資格変更許可申請書 1通
- ② りょけん ざいりゅう  
旅券および在留カード
- ③ こうくうけん  
航空券
- ④ そつぎょうしょうめいしよ  
卒業証明書
- ⑤ けいひしべんのうりよく しめ しよるい  
経費支弁能力を示す書類

たんきたいざい しんせいりゆう ないていしましゅつせき ざいりゅうきかん かげつくない ないていしま についでい  
短期滞在ビザの申請理由は、「内定式出席のため」にし、在留期間は3ヶ月以内で内定式の日程をカバーする

きかん にしてください。また、ないていしま あんないじょう ていしゅつ もと てんぷ もんだい  
期間にしてください。また、内定式の案内状の提出を求められるので添付してください。問題なけれ

ば、しんせいごやく しゅうかんていど へんこうきょか てすうりょう えん  
ば、申請後約1週間程度で変更許可されます。手数料は4,000円になります。



— Q&A —

1. どこで申請できますか？

→ 福岡入国管理局大分出張所または福岡入国管理局で申請できます。

転居した(外国人登録の住所が大分でない)場合は、その住所の最寄りの入国管理局にて申請してください。

管轄地域一覧：<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>

2. どのような手続きが必要ですか？

→ 法務省ホームページをご覧ください。

● 在留資格変更申請について… <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

■ 在留資格認定証明書交付について… <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html>

3. 在留資格変更申請書/在留資格認定証明書交付申請書はどこで手に入りますか？

→ キャリア・オフィス・入国管理局の窓口、もしくは下記の法務省ホームページからダウンロードすることができます。

● 在留資格変更申請書：<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

※リンク先の「8【研究】・【技術・人文知識・国際業務】・【技能】・【特定活動(研究活動等)】」の様式を選択

■ 在留資格認定証明書交付申請書：<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1-1.html>

※リンク先の「7【研究】・【技術・人文知識・国際業務】・【技能】・【特定活動(研究活動等)】」の様式を選択

4. 申請はいつからできますか？

→ 入社にゅうしゃの約2ヶ月前やく かげつまえからできます。(9月卒業がつそつぎょうの場合は8月ばあいに入がっってから申請しんせいできます。)

5. 申請中に在留期限が切れるのですが？

→ 在留期限中ざいりゅうきげんちゆうに申請・受付しんせい うけつけが済すんでいれば問題もんだいありません。

6. 申請している間に自国に帰ることはできますか？

→ 現在の在留期限内げんざい ざいりゅうきげんないに戻もどってくるなら可能かのうです。また、受け取りうけとの際さいに必要なひつようですので、一時帰国いちじきこくの場合ばあいは在留カードざいりゅうは返かえさないで下さい。

7. 申請中、帰国しパスポートの切り替えをするのですが大丈夫でしょうか？

→ 許可きよかの受け取りうけとの際さいには申請時しんせいじのパスポートふる（古いパスポート）も新あたらしいものと一緒いっしょに持参じさんしてください。古いパスポートが手元てもとに残のこらない国くにの方は、その旨むねを書いた文面か ぶんめんと、古いパスポートのコピーふるを持って受け取りうけとに行いってください。

**【注意事項】**

毎年、企業より「内定学生と連絡が取れなくて困っている」という問い合わせがキャリア・オフィスに寄せられます。内定後から入社前に旅行や帰国の予定があるのであれば、その間の連絡手段を確保し、必ず企業へ伝えておいてください。もし連絡が取れない期間があれば、その旨も必ず企業へ連絡してください。